

日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成 20 年 6 月 5 日
関係省庁申合せ
平成 21 年 7 月 3 日
一部改正

1. 食文化、地域ブランド、ファッション、アニメ、音楽、放送番組、伝統文化など、我が国の魅力や強みを「日本ブランド」として効果的に発信していくため、日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加することができる。

議長	内閣官房副長官補
副議長	内閣官房内閣審議官（内閣官房知的財産戦略推進事務局長）
構成員	内閣官房内閣審議官 総務省政策統括官（情報通信担当） 外務省広報文化交流部長 外務省経済局長 文化庁次長 農林水産省生産局長 経済産業省製造産業局長 経済産業省商務情報政策局長 観光庁審議官
オブザーバー	独立行政法人 国際交流基金理事 独立行政法人 日本貿易振興機構理事 独立行政法人 国際観光振興機構理事

3. 連絡会議の運営の円滑化を図るため、連絡会議に幹事会を設置することとし、その構成員は、関係行政機関等の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議及び幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

日本ブランドの確立と発信に関する関係省庁連絡会議幹事会 構成員

議長	内閣官房内閣参事官（知的財産戦略推進事務局）
構成員	総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長
	総務省情報流通行政局衛星放送課国際放送推進室長
	外務省広報文化交流部総合計画課長
	外務省広報文化交流部文化交流課長
	外務省経済局国際貿易課知的財産室長
	文部科学省大臣官房政策課長
	文化庁長官官房政策課長
	文化庁長官官房国際課長
	農林水産省大臣官房参事官（貿易関税チーム担当）
	農林水産省生産局知的財産課長
	農林水産省総合食料局食品産業振興課外食産業室長
	経済産業省製造産業局繊維課長
	経済産業省製造産業局デザイン・人間生活システム政策室長
	経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長
	観光庁国際交流推進課長
	オブザーバー
独立行政法人 日本貿易振興機構企画部長	
独立行政法人 日本貿易振興機構海外市場開拓部長	
独立行政法人 日本貿易振興機構農林水産部長	
独立行政法人 国際観光振興機構事業本部海外プロモーション部長	